

現職者共通研修「事例報告」の方法について

日本作業療法士協会教育部生涯教育制度改定に伴い、現職者共通研修「事例検討」の基本方針について検討され、全国の士会間で下記のような統一見解が出されました。平成 25 年 4 月 1 日より次の条件にて実施します。

～決定事項～

「事例報告」の基本

- 1) 士会が開催する「現職者共通研修事例報告会」に参加し、事例を報告した場合
- 2) 協会主催の学会および査読のある士会の学会等で発表した場合(いずれもシングルケースに限る)
- 3) 事例報告登録制度に登録した場合
- 4) SIG(他団体の学術集会等における事例発表も含む)において事例報告した場合(これまでの条件を廃止)
- 5) 基礎研修修了者が指導する事例報告会で発表した場合

※改定箇所：2)の「査読のある」を追加、4)の条件を廃止、5)を追加

これを踏まえて福岡県作業療法協会においては、2013 年度より下記の方法にて、現職者共通研修「事例報告」を実施致します。

●「事例報告」の方法

- 1) 士会が開催する「現職者共通研修事例報告会」
 - * SIG 等で発表した同じ事例を県協会が作成した事例報告様式（事例報告作成指針の書式）を使用し、発表してもかまわない。
- 2) 協会主催の学会および査読のある士会の学会等で発表（ただし、シングルケース限定）
- 3) 事例登録制度への登録
 - <補足説明>
「事例報告」の基本 2)、3)で発表・登録した事例の受講シール申請方法について発表・登録した事例の写し（コピー）と返信用封筒を同封して福岡県作業療法協会事務所に郵送してください。
- 4) SIG 等にて発表した事例を現職者共通研修「事例報告」読み替えることが可能です。県協会指定の抄録の様式にて事務局に申請が必要になります。
- 5) 基礎研修修了者が指導する事例報告会で発表
 - ※詳細につきましてはお問い合わせ下さい。

●「事例報告」履修申請方法

①事例報告履修申請書(県協会 HP よりダウンロード)、②県協会指定の事例報告様式(事例報告作成指針の書式)、③発表の事実が証明できる文書等のコピー、④返信用封筒を同封の上、事務局に申請してください)

※②については、4)、5)の場合のみ必要になります。

※事例報告(上記方法すべて)においては、倫理的配慮として当事者の方から書面にて同意を得ていることを原則とします。なお、同意書については個人にて厳重に保管してください(同意書については HP よりダウンロード可能です)。

<問い合わせ先>

福岡県教育部生涯教育担当

担当責任者

青山克実 麻生リハビリテーション大学校

mail : k-aoyama@asojuku.ac.jp

音琴慎一 小倉リハビリテーション学院

mail : negoto@kokura-reha.jp